

仕 様 書

第 1 業務名

さかいスタートアップアクセラレーション業務

第 2 業務目的

堺市は、中百舌鳥エリアをイノベーション創出拠点と位置づけ、堺市基本計画 2025 の KPI「イノベーション創出につながる事業数 100 件」の 2025 年までの達成と、そのプロセスを通じた堺・中百舌鳥イノベーション創出拠点の形成を進めている。

本業務は、商品やサービス等がすでに提供されており、さらなる市場の拡大や事業成長に挑戦する意欲のある事業者を対象に、販路開拓に向けた取引先紹介や資金調達支援、事業プランの見直し・改定等必要とされる支援を繰り返し実施することで事業者の成長の加速化と事業拡大に伴う社会課題の解決と新たな価値の提供を図ることを目的とする。

第 3 履行場所

堺市内ほか

第 4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 5 業務内容

(1) 支援対象事業者の募集・選定

- 本業務の支援対象とする事業者を市と協議のうえ募集・選定すること。
- 募集にあたっては、受注者の自社 HP 等での告知などの広報を行うこと。
- 受注者の自社 HP などで応募フォームを作成し、応募を受け付けること。
- 募集期間は、概ね 1 か月程度設けること。
- 支援対象事業者の応募にあたっては、下記の内容を条件とすること。
 - ・堺市内に本社を置く事業者であること
 - ・具体的な商品やサービス等を有していること
 - ・事業成長による社会的インパクトのシミュレーション（概ね 5 年後）を行い、定量的に示すこと
- ※ただし、社会的インパクトのシミュレーションについては、算出方法も示すこと
- 本市が考える社会的インパクト算出の簡易な例は次のとおりであるが、この他受注者が適切と考える算出方法を提案すること。

社会的インパクトのシミュレーションの簡易な例は次のとおり。

- (例) ひとり親家庭に対する就職支援サービスを展開する場合
- ・ 現在公的扶助を受給しているひとり親家庭 X 世帯
 - ・ 1 世帯あたり公的扶助の費用負担 Y 円
 - ・ 事業拡大による公的扶助受給家庭の想定減少率 Z%
 - ・ 事業拡大による効果 (社会的インパクト) $X * Z / 100 * Y$ 円

○選定する支援対象事業者は 2 者程度とし、選定にあたっては市と協議のうえ決定する。

(2) 事業者の支援

①事業者支援

○伴走支援の対象として選定した事業者の成長支援を行うこと。支援内容は、知識提供だけでなく顧客紹介・販売などの実践的なサポートを通じた事業プランの検証、改善等の繰り返しにより事業成長につなげること。

○支援対象事業者に対し月 2 回以上、対面またはオンライン面談、メール等による支援を行うこと。

支援内容及び本業務全体での支援提供回数は以下のとおりとする。

支援内容	提供回数
販路拡大に向けた顧客の紹介	2 者以上
事業内容に沿った資金調達・資本政策策定支援	2 回以上
知的財産等法務知識の提供	2 回以上
事業プランの策定、検証、改善	2 サイクル以上
その他、支援対象事業者の成長につながる支援	2 回以上

※支援回数には、(2) ②及び (3) に係る業務は含まない。

○支援にあたっては、各月ごとに行う具体的な支援内容を記載した支援計画を策定し事前に市に提出すること。

○支援開始に先立ち、支援計画の確認・共有を目的としたキックオフミーティングを市、受注者、支援対象事業者の 3 者で実施すること。

○キックオフミーティングはオフラインで実施すること。ミーティング実施にかかる日程調整は受注者が行い、会場は堺市役所 (堺市堺区瓦町 3 番 1 号) またはさかい新事業創造センター (堺市北区長曾根町 130 番地 42) とし会場確保に係る受注者の負担は求めない。

② 3者面談

- オンラインまたはオフラインで市、受注者、支援対象事業者の3者による進捗把握の面談を月1回実施すること。
- 3者面談に関する日程の調整は、受注者が行うこと。
- オフラインで実施する場合の会場は、堺市役所またはさかい新事業創造センター、若しくは支援対象事業者の事業所とする。
ただし、会場が堺市役所またはさかい新事業創造センターの場合、会場確保に係る受注者の負担は求めない。
- 受注者は毎回の面談ごとに議事録を作成し、メール等での送付により市及び支援対象事業者と共有すること。

(3) 成長事例・支援内容の共有セミナーの実施

中百舌鳥エリアからのさらなるイノベーション創出を目的として、ベンチャーやスタートアップ、中小企業等を対象に、事業成長に向けた支援活動事例の共有を図るセミナーを下記のとおり1回開催すること。

※成長事例・支援内容の共有セミナーは、別の業務である「さかいスタートアップグロースプログラム業務」と共同で実施するものであるが、開催に係る業務は本業務の受注者が担う。

- セミナーはオフラインでの開催とする。
- 講師は、受注者及び支援対象事業者とし、内容は下記のとおりとする。
 - (主に受注者が発表する内容)
 - ・資金調達・資本政策や法務、人材確保など
 - ・売上利益の向上、販路拡大など具体的な支援内容
 - (主に支援対象事業者が発表する内容)
 - ・事業拡大を進める中で苦労したポイントと乗り越えた方策 など
- セミナー実施に係る打合せを遅くとも11月より実施すること。打合せは、(2)②3者面談と合わせて実施することとする。
- セミナー周知に係るチラシデータを作成すること。チラシデータはA4サイズ両面構成、データ形式はpdfとする。
- セミナーは、さかいスタートアップグロースプログラム業務で実施するセミナーと共同で開催する予定であるため、チラシの記載事項等共同開催に必要な事項は市が指示する。
- チラシデータを印刷し、市へ300部納品すること。
- 作成するチラシデータについて、少なくとも2回の校正の機会を設けること。
- チラシは、カラー刷り、A4上質紙両面とし、セミナー実施の約1か月前までに発注者へ300部納品すること。

- 堺市の各施設等へのチラシの配架は、発注者において行うものとする。
- セミナーの参加者募集・受付を行うこと。募集期間は少なくとも2週間以上設けるものとする。なお、参加者の受付にあたっては、市と協議のうえ下記の項目を取得し、市へ提出すること。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 年齢
 - (ウ) 企業名（法人の場合に限る）
 - (エ) 連絡先
 - (オ) セミナーを知ったきっかけ（市の広報紙、知人からの紹介など）
- セミナーの運営（司会・受付）を行うこと。ただし、会場の器具・備品の取り扱いについては、発注者がその都度指示する。
- セミナー終了後、参加者に対してアンケートを実施すること。アンケートの内容は発注者が提示する。
- 会場はさかい新事業創造センター多目的会議室（86.5 m²）を基本とし、会場の確保は市において行い受注者の費用負担は求めない。ただし、受注者が他の施設での開催を希望する場合、当該施設の使用料は受注者の負担とする。

※参考 さかい新事業創造センター多目的会議室 備品

- ・スクリーン 1面
- ・プロジェクター 1台
- ・マイク（有線2本・ワイヤレス2本）
- ・会議用机 10脚
- ・会議用椅子 120脚

（４）業務体制

- 本業務の進行及び全体の統括を行う責任者を1名以上配置すること。
- その他、全体統括補佐を1名以上、共有セミナー実施準備を含む本業務の運営を行うものを少なくとも2名以上（責任者・全体統括補佐以外）配置すること。

（５）その他

- 責任者または統括補佐は、市が実施する支援事業間の連携を促進する会議へ参加すること。会議は年3回程度を予定しており、うち1回はさかい新事業創造センターで実施、残りはオンラインでの開催を予定している。
- 市が実施する「イノベーション創出に向けたPR事業」の中百舌島イノベーション創出拠点全国発信イベントに市と協議のうえ本業務の支援対象事業者を参加させるなどの協力を行うこと。

第6 成果品

○支援内容と成果、本業務の検証内容を報告書としてとりまとめ提出すること。

報告書	A4 両面刷り 1 部 (15 ページ程度)
報告書の電子データ	記録メディア (DVD 等) 2 部

○報告書には、下記の内容を盛り込むこと。

- ・選定時に行った社会的インパクトのシミュレーションに突合する形で、支援を受けた結果を反映した社会的インパクトの再計算
- ・支援内容とその結果及び検証
- ・支援対象事業者が今後も成長するための提言

第7 スケジュール

想定しているスケジュールは下記のとおり。

令和7年6月	支援対象事業者の選定・キックオフミーティング
令和7年7月～2月	支援実施
令和8年2月	成長事例・支援内容の共有セミナー（第5(3)）の開催

第8 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者とで協議して定めること。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報は鍵付きの金庫に保管、送付先のダブルチェック、データのパスワード設定等の対策を図ること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行につい

て遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。